

池子小学校区住民自治協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、「池子小学校区住民自治協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、池子小学校区において、持続可能な地域社会の形成を目指し、地域づくり計画を策定し、地域づくり事業に取り組むことを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、逗子市池子2-10-10 池子会館に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の安心・安全に関する事業
- (2) 地域の防災力の向上に関する事業
- (3) 地域の子どもの健全育成に関する事業
- (4) 地域のごみの減量化及び資源化に向けた取組に関する事業
- (5) その他地域づくり計画に基づく事業

(構成員)

第5条 協議会の構成員は、池子小学校区に在住、在勤する個人及び各種団体、法人等とする。

(会員)

第6条 会員は、協議会の目的に賛同し、入会した者とする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会、代表者会議、部会をもって構成する。

第2章 役員

(役員の種別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局員 数名
- (7) 部会長 数名

(役員の選出)

第9条 役員の選出は、会員の中より代表者会議の推薦により、総会で決定する。

(役員の職務)

第 10 条 協議会の役員は、次の職務にあたる。但し、職務の兼任は妨げない。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 会計は、出納事務を処理する。
- (4) 監事は、協議会の会計、資産の状況及び会の運営を監査する。
- (5) 事務局長は事務全般の総括を行う。
- (6) 事務局員は、事務全般を行う。
- (7) 部会長は、各部会の企画、運営を行う。

(役員の任期)

第 11 条 協議会の役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 欠員が生じたことにより選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 総会

(総会の種別)

第 12 条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第 13 条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 議決権は、協議会の各役員 1 票及び、各団体の代表者 1 票とし、重複役員 1 票とする。
- 3 議決権を持たない会員は、意見などを発言することが出来る。

(総会の開催)

第 14 条 通常総会は年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 議決権を有する会員の 3 分 1 以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第 15 条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の 15 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第 16 条 総会は代表者会議の 2 分の 1 以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第 17 条 総会の議長は、副会長が行う。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した議決権を有する会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第19条 総会は、次の事項を審議し、決定をする。

- (1) 地域づくり計画に関すること。
- (2) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
- (3) 規約の改廃の決定に関すること。
- (4) 役員の決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第20条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 協議会の構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することが出来る。但し議決権は有しない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第21条 役員会は、役員をもって構成する。但し監事は議決権を有しない。

(役員会の招集と議長)

第22条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 役員会は原則として毎月開催する。

(役員会の審議事項)

第23条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 代表者会議

第24条 代表者会議は、会員が意見提案を行うとともに、相互の情報交換の場とし、役員会に反映させるものとする。

(会議の構成)

第25条

会議は、協議会役員及び各団体の代表者をもって構成する。

但し、代表者が役員になった団体からは、別途代表者をたてることが出来る。

(会議の開催)

第26条

四半期を目途に、必要に応じ開催する。

(会議の招集)

第 27 条

会議は、議長が招集し、会議の議長は会長がこれに当たる。

第 28 条

(会議の議決)

議決は、出席者の過半数とする。

第 6 章 部会

(部会の構成)

第 29 条 協議会に、必要に応じて次の部会を置くことができる。また、部会は協議会の会員で構成する。但し、協議会の構成員は、部会の活動に参加することができる。

- (1) 地域の安心・安全に関する部会
- (2) 地域の防災力の向上に関する部会
- (3) 地域の子どもの健全育成に関する部会
- (4) 地域のごみの減量化及び資源化に向けた取組に関する部会
- (5) その他地域づくり計画に基づく部会
- (6) 池子アザリエ連合部会

2 各部会の構成する者の中から各部会の長を選出する。

(部会の役割)

第 30 条 部会は、第 2 条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。
2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) その他部会運営等に関すること

第 7 章 会計及び監査

(経費)

第 31 条 協議会の経費は、市交付金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第 32 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。但し、設立年度にあっては、発足の日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計帳簿の整備)

第 33 条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第 34 条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第8章 その他

(委任)

第35条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮る。

(細則)

第36条 この規約施行について細則を設ける場合は、総会の議決を経て別に定める。

附則

この規約は、平成28年 4月17日から施行する。